(証券コード　7938)
平成29年6月6日

株　主　各　位

千葉県浦安市日の出二丁目1番8号
株式会社 リーガル コーポレーション
代表取締役社長　岩　崎　幸　次　郎

第185回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配をたまわり、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第185回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場　　所　千葉県浦安市日の出二丁目1番8号
株式会社リーガルコーポレーション　本社1階　ホール
3. 目的事項
報告事項
(1) 第185期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第185期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案　株式併合の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役9名選任の件
第4号議案　補欠監査役1名選任の件

以上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎　本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.regal.co.jp/shoes/c/c9030/）に掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類、計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
◎　株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.regal.co.jp/shoes/c/c9030/）に掲載させていただきます。

（添　付　書　類）

事　業　報　告

（平成28年4月 1 日から
平成29年3月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善が続くなか、景気は緩やかな回復基調で推移しておりますが、海外経済の不確実性や不安定な金融資本市場の影響等により先行きは不透明な状況にあります。

靴業界におきましては、根強い節約志向や低価格志向が定着し、個人消費の改善に足踏みが見られております。スニーカーなどスポーツトレンドは落ち着きが見られるものの需要は依然として高く、婦人靴市場やレザーカジュアルが相対的に苦戦するなど、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のなか、当社グループは、製造小売業として企画・製造・販売の各部門が連携して、顧客ニーズやライフスタイルの変化に対応した商品開発や売場提案、店舗開発等を行い、新たなマーケットを創造していくことを重点課題とし、更に商品開発プロセスの刷新や取扱ブランドの改廃等による在庫適正化施策にも取り組んでまいりました。

売上面では、紳士のビジネスシューズにつきましては、国内生産を主体とする「リーガル」や「ケンフォード」が市場のニーズにマッチし堅調に推移いたしました。しかしながら婦人靴およびカジュアルシューズにつきましては、ファッションアイテムとしてのスニーカー需要の影響や、対象顧客の節約志向等消費マインドの変化による婦人靴市場全般の低迷などにより苦戦し、全体では前年実績を下回りました。

利益面では、原材料価格の高騰および在庫水準の適正化を目的とした滞留在庫品削減施策により売上総利益額が減少したことに加え、小売店舗における人件費の増加や本年4月より実施されるポイント制度変更に伴う広告宣伝費の増加等により、前年実績を下回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は35,671百万円(前年同期比1.8％減)、営業利益は1,451百万円(前年同期比27.1％減)、経常利益は1,503百万円(前年同期比30.2％減)、親会社株主に帰属する当期純利益は890百万円(前年同期比35.4％減)となりました。

事業部門別の概況は次のとおりであります。

① 靴小売事業

靴小売事業では、マーケットやライフスタイルの変化に対応した店舗開発を推進し、また多様化する顧客ニーズに対応すべく顧客との接点強化施策を展開し、店舗運営を通してのブランド価値の向上と売上の拡大に努めました。

業態別では、「リーガルシューズ店」、「シェットランドフォックス店」、および「アウトレット店」が堅調に推移いたしました。

商品・アイテム別では、紳士靴につきましては、防水・防滑・透湿機能等付加価値の高いビジネスシューズや、需要期のイベントに合わせた限定商品等顧客ニーズに対応した商品を中心に好調に推移いたしました。しかしながら婦人靴につきましては、スニーカー需要の継続や対象顧客の節約志向等の影響により、苦戦いたしました。また、アウトレット業態において、季節商材等滞留在庫品削減の強化施策を実施したため、値引き販売が増加し売上総利益率が低下いたしました。

顧客との接点強化施策としましては、多様化する購買行動の変化に対応すべく、「リーガルシューズＷＥＢサイト」をリニューアルし、既存顧客の利便性向上、新規顧客の獲得ならびにＷＥＢから実店舗への送客等、シームレスな購買環境実現に向けたオムニチャネル化を推進いたしました。

当連結会計年度の店舗展開につきましては、「ケンフォード堂島地下街店」（大阪府）など計4店舗を新規に出店し、「リーガルシューズa.k.aサンピアザ新札幌店」（北海道）など計4店舗を改装するとともに、不採算店舗計6店舗を閉店いたしました。（直営小売店の店舗数133店舗、前年同期末比2店舗減）

この結果、当連結会計年度の売上高は17,796百万円（前年同期比0.8％増）、営業利益は831百万円（前年同期比16.7％減）となりました。

② 靴卸売事業

靴卸売事業では、多様化する顧客ニーズに対応すべく、上質感や機能性を重視した商品開発に注力するとともに、チャネルごとの特性に合った営業活動を推進いたしました。

紳士靴につきましては、主力の「リーガル」を中心に、防水・透湿機能等付加価値の高いビジネスシューズが堅調に推移いたしました。しかしながら百貨店チャネルにおきましては、対象顧客の消費マインド低下を反映して価格に対する意識が厳しくなっており、苦戦を強いられました。一方で、マスマーケットへ向けたオリジナルブランドの「ケンフォード」につきましては、品質や価格のバランスが評価され、取扱店舗数も順調に増加したことなどにより、好調に推移いたしました。

婦人靴につきましては、モノづくりにこだわった「リーガル」の高価格帯コレクション「プレミアムライン」が徐々に認知されております。また、機能性パンプス「プラチナムシリーズ」を昨年春に発売し、チャネルを問わずその履き心地のよさが評価されております。しかしながら婦人靴市場全般が低迷しているなか、在庫適正化施策として、取扱ブランドの改廃や滞留在庫品処分、百貨店チャネルにおける店頭管理の見直し等を行った結果、全体では前年実績を下回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は17,818百万円（前年同期比4.4％減）、営業利益は547百万円（前年同期比40.1％減）となりました。

③ その他事業

不動産賃貸料の収入など、その他事業の当連結会計年度の売上高は200百万円（前年同期比1.6％増）、営業利益は51百万円（前年同期比26.1％増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、653百万円であります。

主なものは、大阪事業所の移転に係る費用、当社の連結子会社であるチヨダシューズ株式会社の新潟工場建替えに係る費用および「ケンフォード堂島地下街店」など直営店４店舗を新たに出店したことや改装による店舗内装工事費であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、長期運転資金（既存借入金の借換資金を含む。）として、平成29年３月31日に 1,500百万円のシンジケートローン契約を締結いたしました。また、大阪事業所物件移転に伴う不動産取得費用として、平成29年３月28日に 500百万円の実行可能期間付タームローン契約を締結いたしました。

なお、連結注記表及び個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、平成29年４月28日付で 2,000百万円の借入を実行しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は依然として厳しい状況が続くものと予想されます。このような状況下におきまして、当社グループは、以下の課題に取り組んでまいります。

① ブランド価値の向上

ブランドごとのコンセプトやターゲットを明確にし、ブランド価値の向上を図ってまいります。主力である「リーガル」は、「信頼・信用」の代表ブランドとして広く認知されるために、競争力と付加価値の高い商品を開発・提案してまいります。

② お客さまを重視した小売事業の強化

お客さまに喜びや感動を体験していただける靴小売業を目指してまいります。お客さまのニーズの変化に適切かつ迅速に対応できるよう、組織力の強化と人材の育成を図り、新たなコンセプトの商品や店舗を提案してまいります。

③ 店頭売上を重視した営業活動

得意先に対してパートナーの立場をとり、得意先の抱える問題に対する方策をともに考える、提案型の営業活動を続けてまいります。

④ 品質の向上

品質を重視した靴作りでお客さまに安全と安心を提供します。さらに品質の向上を図るため、国内外の生産子会社や協力メーカーに技術者を派遣するとともに、材料から製品までの検査体制を構築し、調達のグローバル化を推進してまいります。

⑤ 販売・製造技術の伝承

お客さまにご満足いただける優秀なスタッフの育成を推進してまいります。販売部門では、当社独自の教育機関であるREGAL COLLEGEにおいて研修を行ってまいります。製造部門では、熟練者が技術指導を行い、後継者の育成や技術の伝承に努めてまいります。

⑥ 外部環境の変化に対応した調達体制の構築

原材料費の高騰や為替の変動等外部環境の変化に対応してまいります。品質の維持・向上を基本とし原材料や海外の生産拠点の見直し等を行い、調達コストの抑制を図るなど売上総利益率の改善に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分＼期別	第 182 期 (平成25年4月～ 平成26年3月)	第 183 期 (平成26年4月～ 平成27年3月)	第 184 期 (平成27年4月～ 平成28年3月)	第 185 期 (平成28年4月～ 平成29年3月)
売上高（百万円）	37,503	36,030	36,336	35,671
経常利益（百万円）	3,389	2,144	2,152	1,503
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,597	1,336	1,377	890
1株当たり当期純利益（円）	52.07	42.35	43.65	28.20
総資産（百万円）	30,163	30,240	30,048	30,832
純資産（百万円）	12,674	14,583	14,767	16,012

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 第182期につきましては、投資有価証券売却損、デリバティブ評価損、持分変動損失などを特別損失として計上しております。
3. 第185期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社フィット東日本	40	100.0	各種靴の卸売
株式会社タップス	20	100.0	〃
株式会社フィット近畿日本	20	100.0	〃
株式会社ニッカ	40	100.0	各種靴の小売
チヨダシューズ株式会社	10	100.0	各種靴の製造

(注) 1. 連結対象子会社は、上記の5社を含め17社（前期17社）であり、持分法適用関連会社は1社（前期1社）であります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ その他

重要な技術提携等の状況

提携先	国名	内容
クラレス・インク	米国	「ナチュラライザー」および「ライフストライド」ブランドのライセンス契約
インターナショナル・レザー・ファッション・コーポレーション・リミテッド	タイ	「リーガル」ブランドの技術供与契約

(7) 主要な事業内容

当社グループは、紳士靴、婦人靴、安全靴および諸官庁向特殊靴等を企画、製造、仕入、販売しております。

(8) 主要な営業所および工場

当社

本店所在地　千葉県浦安市日の出二丁目1番8号

事業所　本店、大阪支店（大阪市浪速区）

子会社

販売会社　㈱フィット東日本（千葉県浦安市）、㈱タップス（千葉県浦安市）、㈱フィット近畿日本（大阪市浪速区）、㈱ニッカ（千葉県浦安市）、東北リーガルシューズ㈱（千葉県浦安市）、上海麗格鞋業有限公司（中国上海市）

生産会社他　岩手製靴㈱（岩手県盛岡市）、岩手シューズ㈱（岩手県奥州市）、米沢製靴㈱（山形県米沢市）、チヨダシューズ㈱（新潟県加茂市）、㈱ニッカエンタープライズ（千葉県柏市）、加茂製靴㈱（埼玉県南埼玉郡）、香港麗格靴業有限公司（香港）、蘇州麗格皮革制品有限公司（中国江蘇省）

直営小売店　133店舗（うち当社 40店（Webショップを含む）、㈱ニッカ 76店、東北リーガルシューズ㈱ 10店、上海麗格鞋業有限公司 6店、香港麗格靴業有限公司 1店）

(9) 従業員の状況

区　　分	従　業　員　数	前　期　末　比　増　減
男　　性	755名	14名増
女　　性	465名	10名増
合　　計	1,220名	24名増

（注）従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除く）であり、臨時従業員859名（パートタイマーおよび契約社員）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借　　入　　先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社みずほ銀行	1,440
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,040
みずほ信託銀行株式会社	600
株式会社三井住友銀行	520

（注）連結注記表及び個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、平成29年４月28日付で 2,000百万円の借入を実行しております。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　130,000,000株

（2）発行済株式総数　32,500,000株　（自己株式 890,723株を含む）

（3）株　主　数　6,737名　（前期末比　909名増）

（4）大　株　主

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
	千株	%
株式会社ニッピ	4,574	14.47
リーガル取引先持株会	1,542	4.88
みずほ信託銀行株式会社	1,375	4.35
中央建物株式会社	1,080	3.42
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ACCT BP2S DUBLIN CLIENTS-AIFM	983	3.11
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	796	2.52
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	787	2.49
株式会社みずほ銀行	687	2.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	596	1.89
ミツワ産業株式会社	590	1.87

（注）1. 当社は自己株式890,723株を保有していますが、上記の大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式（890,723株）を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議の日	平成22年1月29日	平成23年1月31日	平成24年1月31日	平成25年2月5日
保有人数	取締役4名	取締役6名	取締役6名	取締役7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	46,510株	55,796株	42,539株	29,282株
払込金額	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない
行使価額	1株あたり1円	1株あたり1円	1株あたり1円	1株あたり1円
行使期間	平成22年2月16日 ～平成52年2月15日	平成23年2月17日 ～平成53年2月16日	平成24年2月17日 ～平成54年2月16日	平成25年2月22日 ～平成55年2月21日
行使条件	新株予約権者は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。			

	第５回新株予約権	第６回新株予約権	第７回新株予約権	第８回新株予約権
発行決議の日	平成26年2月4日	平成27年2月6日	平成28年2月4日	平成29年2月3日
保有人数	取締役7名	取締役7名	取締役7名	取締役7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	35,503株	38,029株	42,180株	42,332株
払込金額	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない
行使価額	1株あたり1円	1株あたり1円	1株あたり1円	1株あたり1円
行使期間	平成26年2月21日 ～平成56年2月20日	平成27年2月24日 ～平成57年2月23日	平成28年2月22日 ～平成58年2月21日	平成29年2月20日 ～平成59年2月19日
行使条件	新株予約権者は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。			

（注）社外取締役、監査役には新株予約権を付与しておりません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩崎　幸次郎	
専務取締役	大川　修一	調達本部長
常務取締役	安田　直人	管理本部長
取締役	水谷　基治	小売事業本部長
取締役	田中　亙	営業本部長
取締役	浦　聖貴	管理副本部長、経理部長
取締役	森　誠二	調達副本部長
取締役	五島　重彰	株式会社オークラニッコーホテルマネジメント取締役相談役
常勤監査役	森　正博	
常勤監査役	萩原　伸朗	
監査役	大倉　喜彦	中央建物株式会社代表取締役社長
		株式会社ホテルオークラ取締役会長
		株式会社ニッピ社外監査役
		特種東海製紙株式会社社外監査役
監査役	立馬　歳郎	

（注）1. 取締役五島重彰氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大倉喜彦氏および立馬歳郎氏は、社外監査役であります。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役五島重彰氏ならびに社外監査役大倉喜彦氏および立馬歳郎氏は、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役　五島重彰氏

ア．重要な兼職先と当社との関係

株式会社オークラニッコーホテルマネジメントの取締役相談役であります。なお、当社と同社の間に特別な関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会13回すべてに出席し、会社経営の豊富な経験と幅広い見識から、議案の審議に必要な発言を行いました。

ウ．独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 監査役　大倉喜彦氏

ア．重要な兼職先と当社との関係

中央建物株式会社の代表取締役社長であり、また、株式会社ホテルオークラの取締役会長であります。当社とそれぞれの会社の間に特別な関係はありません。なお、それぞれの会社は当社の株主であります。

株式会社ニッピの社外監査役であります。同社は当社の主要株主（自己株式を除く持株比率14.47%）であります。

特種東海製紙株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同社の間に特別な関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会13回中6回に出席し、また、監査役会6回すべてに出席し、会社経営の豊富な経験と幅広い見識から、議案の審議に必要な発言を行いました。

ウ．独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

③ 監査役　立馬歳郎氏

ア．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会13回すべてに出席し、また、監査役会6回すべてに出席し、会社経営の経験と学識者としての幅広い見識から、議案の審議に必要な発言を行いました。

ウ．独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

区　分	員　数	報酬等の総額
取　締　役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	154百万円 (6百万円)
監　査　役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	43百万円 (12百万円)
合　　計 (うち社外役員)	12名 (3名)	197百万円 (18百万円)

(注) 1. 平成21年６月24日開催の第177回定時株主総会において当社の役員報酬について次のとおり決議いただいております。
①取締役報酬額　　年額250百万円以内（うち社外取締役25百万円以内）
ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。
②取締役に対するストックオプション報酬額（①とは別枠）
年額20百万円以内
③監査役報酬額　　年額50百万円以内
2. 当事業年度末現在の取締役は８名（うち社外取締役１名）、監査役は４名（うち社外監査役２名）であります。
3. 上記報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
4. 上記報酬等の総額には、役員賞与引当金の当期引当額34百万円が含まれております。
5. 上記報酬等の総額には、取締役（社外取締役を除く）７名にストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額11百万円を含んでおります。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
藍監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬
29百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
29百万円

(注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬額の見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、金融商品取引法に基づく監査業務の報酬と会社法に基づく報酬を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 当社および当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 社長をコンプライアンス最高責任者、管理本部担当取締役をコンプライアンス統括責任者とし、当社および当社グループ（以下「当社グループ」という。)の全役職員が法令・定款はもとより、当社の経営理念・目標、各種内部ルール、社会規範に則し適正な職務を執行し得る態勢を整備する。

② コンプライアンス統括責任者は、コンプライアンスマニュアルの作成等、コンプライアンス推進のためのルール・体制の整備を行うとともに、内部監査室長にその取組状況を監査させる等、コンプライアンスの徹底を図る。また、人事総務部をコンプライアンス推進部門として当社グループの役職員に対する啓蒙・教育に当たらせる。

③ コンプライアンス統括責任者は、内部通報窓口を設置する等、当社グループの役職員のコンプライアンス違反情報を速やかに収集する体制を確保する。違反情報については、内部監査室・関係部門と連携して事実を調査し、再発防止策を決定するとともに、重大な違反については、取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役会は文書管理規程を定め、人事総務部長を管理責任者として、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し保存、管理する。取締役、監査役はいつでもこれら文書または電磁的媒体を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社グループを取り巻くリスクを自然災害、事故、内・外的要因や社会的要因に層別して認識し、経営企画室が当社グループのリスクの監視・対応を行う。

② 当社グループの取締役は各部門長と協同して、担当業務に付随する個別リスクの監視・対応を行うものとし、適宜その状況や対応を取締役会に報告・協議する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社の取締役会は、当社グループの取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行えるよう、職務分掌、職務権限、決裁基準はじめ各種ルールやＩＴインフラ等の整備を促進する。

② 当社の取締役会は毎期経営計画を策定し、事業部門またはグループ会社毎に業績目標を設定するとともに、これを所管する各取締役は、計画・目標を具体化するために担当部門の事業計画を策定し、実施すべき施策、予算、組織体制や要員を決定する。

③ 当社の取締役は、原則毎月経営計画の進捗状況をレビューし、取締役会に報告する。取締役会では進捗状況を評価し、今後の推進に向けた対応を担当部門またはグループ会社に指示する等、職務の効率的遂行を図る。

(5) 当社および当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 販売子会社は営業本部長および小売事業本部長を、生産子会社は調達本部長をそれぞれ責任者として、法令遵守体制・リスク管理体制を構築するほか、コンプライアンス統括責任者は当社グループ全体のコンプライアンスの取組みを統括し、徹底を図る。

② 当社の子会社の取締役等はその職務の執行状況について定期的に当社に対して報告を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、必要に応じその職務を補助すべき使用人に対し、監査に必要な事項を命令することができる。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から命令を受けたその職務を補助すべき使用人は、当該職務の執行に関して取締役等の指示命令を受けない。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当社グループの取締役および使用人等は、当社グループの経営に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況を速やかに監査役に報告する。

② 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、取締役会に出席するほか随時取締役・会計監査人と意見交換する。

② 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、監査の実効性を担保すべく適切に対応する。

(10) 反社会的勢力排除のための基本的な考え方および整備状況

① 当社グループは、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求には毅然とした姿勢で対応する。

② 反社会的勢力から不当要求を受けた場合の社内対応部署は、人事総務部とするほか、各部門長を責任者として、警察等の外部専門機関と緊密に連携し組織的に対応する。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社グループでは、コンプライアンスマニュアルに基づき、全役職員が法令、定款をはじめ各種ルールに則って行動するよう徹底を図るとともに、内部通報制度として社内窓口を人事総務部、社外窓口を顧問弁護士事務所に設け、全役職員に周知徹底し、通報があった場合は、その内容の事実確認を行った後、速やかに対策を実施しております。

(2) 職務執行が効率的に行われることに対する取組み

取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款および重要な事項について意思決定を行いました。また、経営方針や経営戦略に関わる重要事項について慎重かつ迅速に決定、執行を行うため、事前に取締役等によって構成される役員連絡会を適宜開催し、議論および審議を行っております。

(3) リスク管理に対する取組み

「情報セキュリティポリシー」に則り情報セキュリティ委員会を設置し、当社グループの情報セキュリティに関するマネジメント体制およびリスク状況を評価しております。

(4) 子会社の経営管理に対する取組み

内部監査室が、内部監査年間計画に基づき、子会社に対する監査を行い、社長および取締役会に報告しております。

8．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社の株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買収行為がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も最終的には株主の皆さまの意志に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付等を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は「靴を通して、お客さまに、足元から美と健康を提供する」という事業ミッションを掲げ、

① 私たちは、お客さま第一にマーケット志向で行動する顧客創造企業を目指します。

② 品質重視に徹した靴作りとサービスで、お客さまに安全と安心と満足を提供します。

③ コンプライアンスの徹底と、事業を通じての人材の育成に努め、社会の皆さまから高い信頼を得る企業を目指します。

という企業理念で経営に取組み、企業価値の向上を図るとともに、社会と経済の発展にも貢献することを経営の基本としております。

当社は、1902年（明治35年）の創業以来、一貫して靴の企画・製造・販売に従事しております。靴を履物であると同時に文化・生活の創造の原動力のひとつととらえ、新しい価値の提案をし、提供することで事業の発展を図ってまいりました。

今後も当社の長い歴史の中で培われた高度な技術に磨きをかけ、新たな付加価値を追求してまいります。マーケット志向でお客さまに新しい価値を提供し続けるために、小売事業を通してそのシナジー効果を卸売事業、製造・調達事業に活かしてまいります。また、調達のグローバル化への対応、人材の育成、財務体質強化等による経営基盤の強化も図ってまいります。

当社は企業価値を継続的に向上させていくために、透明で公正な経営を行うことを目指しております。このため、株主、投資家の皆さまをはじめとするすべてのステークホルダーに対して経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築し、維持することを重要な施策としております。取締役の経営責任をより明確にするため、任期を1年とするとともに、業務執行機関の監督・監査機能を強化するため、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。

また、監査役による取締役会への出席や業務状況の調査などを通じ、取締役会の職務執行を十分監視できる体制となっております。

(3)「当社株式の大量買付行為への対応策」（以下「本プラン」という。）の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要）

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、平成27年6月25日開催の当社第183回定時株主総会において株主の皆さまのご承認を得て継続しております。

本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト掲載のＩＲ情報「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続について」（平成27年5月14日付）をご参照ください。

（アドレス　http://www.regal.co.jp/pdf/2015-05-14-2_1.pdf）

(4) 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

本プランは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、または株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる取組みであり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。

また当社は、a.買収防衛策に関する指針の要件を充足していることおよび経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえたものとなっていること、b.株主意思を反映させるものであること、c.独立性の高い社外者のみから構成される特別委員会の勧告を最大限尊重するものであること、d.デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと等踏まえ、本プランは、当社の株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

9．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当業界の収益が市況動向による影響を受けやすいことから、将来にわたり安定的な経営基盤の確保と競争力の強化のため、内部留保の充実に留意いたしますとともに、配当政策につきましては、安定配当の維持を基本方針といたしております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、平成29年5月12日開催の取締役会決議により、１株につき7円とさせていただいております。

（注） 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率および1株当たり情報については四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**19,805**	**流動負債**	**11,286**
現金及び預金	4,800	支払手形及び買掛金	3,990
受取手形及び売掛金	5,851	短期借入金	4,040
電子記録債権	365	リース債務	45
商品及び製品	6,486	未払法人税等	245
仕掛品	307	賞与引当金	494
原材料及び貯蔵品	576	役員賞与引当金	34
繰延税金資産	741	ポイント引当金	308
その他	894	店舗閉鎖損失引当金	27
貸倒引当金	△216	その他	2,100
固定資産	**11,026**	**固定負債**	**3,534**
有形固定資産	**5,118**	長期借入金	460
建物及び構築物	1,974	リース債務	75
機械装置及び運搬具	99	繰延税金負債	35
土地	2,333	再評価に係る繰延税金負債	223
リース資産	85	退職給付に係る負債	2,151
建設仮勘定	366	資産除去債務	201
その他	258	その他	386
無形固定資産	**132**	**負債合計**	**14,820**
のれん	43	**(純資産の部)**	
リース資産	23	**株主資本**	**13,635**
電話加入権	25	**資本金**	**5,355**
ソフトウエア	37	**資本剰余金**	**742**
その他	1	**利益剰余金**	**7,734**
投資その他の資産	**5,775**	**自己株式**	**△196**
投資有価証券	3,526	**その他の包括利益累計額**	**2,278**
長期貸付金	25	**その他有価証券評価差額金**	**1,740**
破産更生債権等	244	**土地再評価差額金**	**473**
敷金及び保証金	1,284	**為替換算調整勘定**	**99**
繰延税金資産	696	**退職給付に係る調整累計額**	**△35**
その他	263	**新株予約権**	**75**
貸倒引当金	△266	**非支配株主持分**	**23**
		純資産合計	**16,012**
資産合計	**30,832**	**負債及び純資産合計**	**30,832**

連結損益計算書

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**35,671**
売上原価		**19,827**
売上総利益		**15,843**
販売費及び一般管理費		**14,392**
営業利益		**1,451**
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	57	
持分法による投資利益	1	
物品売却益	24	
受取賃貸料	23	
雑収入	30	156
営業外費用		
支払利息	28	
売上割引	32	
支払手数料	31	
雑支出	11	104
経常利益		**1,503**
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産除却損	10	
減損損失	29	39
税金等調整前当期純利益		**1,464**
法人税、住民税及び事業税	507	
法人税等調整額	54	562
当期純利益		**902**
非支配株主に帰属する当期純利益		12
親会社株主に帰属する当期純利益		**890**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年4月 1 日から
平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,355	740	7,065	△196	12,964
当期変動額					
剰余金の配当			△221		△221
親会社株主に帰属する当期純利益			890		890
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		2			2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	2	668	△0	670
当期末残高	5,355	742	7,734	△196	13,635

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,164	△1	473	116	△97	1,655	63	84	14,767
当期変動額									
剰余金の配当									△221
親会社株主に帰属する当期純利益									890
自己株式の取得									△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	576	1	—	△16	62	623	11	△61	573
当期変動額合計	576	1	—	△16	62	623	11	△61	1,244
当期末残高	1,740	—	473	99	△35	2,278	75	23	16,012

貸借対照表

（平成29年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**16,373**	**流動負債**	**10,147**
現金及び預金	3,958	支払手形	1,363
受取手形	782	買掛金	2,509
売掛金	5,269	短期借入金	4,283
商品及び製品	5,475	リース債務	45
仕掛品	0	未払金	192
原材料及び貯蔵品	209	未払費用	634
前渡金	355	未払法人税等	194
繰延税金資産	289	賞与引当金	170
関係会社短期貸付金	70	役員賞与引当金	34
その他	293	ポイント引当金	1
貸倒引当金	△330	店舗閉鎖損失引当金	7
固定資産	**11,246**	その他	708
有形固定資産	**4,057**	**固定負債**	**2,676**
建物	1,463	長期借入金	460
構築物	19	リース債務	75
機械装置及び運搬具	42	長期未払金	341
工具、器具及び備品	67	退職給付引当金	1,537
土地	2,292	資産除去債務	17
リース資産	85	再評価に係る繰延税金負債	223
建設仮勘定	86	その他	20
無形固定資産	**85**	**負債合計**	**12,823**
投資その他の資産	**7,103**	**（純資産の部）**	
投資有価証券	3,059	**株主資本**	**12,625**
関係会社株式	581	**資本金**	**5,355**
関係会社出資金	238	**資本剰余金**	**663**
関係会社長期貸付金	1,369	資本準備金	662
敷金及び保証金	1,192	その他資本剰余金	0
繰延税金資産	471	**利益剰余金**	**6,789**
その他	386	利益準備金	107
投資損失引当金	△45	その他利益剰余金	6,681
貸倒引当金	△149	繰越利益剰余金	6,681
		自己株式	**△181**
		評価・換算差額等	**2,094**
		その他有価証券評価差額金	**1,621**
		土地再評価差額金	**473**
		新株予約権	**75**
		純資産合計	**14,795**
資産合計	**27,619**	**負債純資産合計**	**27,619**

損 益 計 算 書

（平成28年4月 1 日から
平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**32,329**
売上原価		**20,294**
売上総利益		**12,034**
販売費及び一般管理費		**10,879**
営業利益		**1,155**
営業外収益		
受取利息	35	
受取配当金	89	
物品売却益	24	
受取賃貸料	23	
雑収入	21	194
営業外費用		
支払利息	45	
売上割引	25	
支払手数料	31	
雑支出	0	102
経常利益		**1,247**
特別利益		
投資損失引当金戻入益	42	42
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	9	9
税引前当期純利益		**1,280**
法人税、住民税及び事業税	375	
法人税等調整額	63	438
当期純利益		**841**

株主資本等変動計算書

（平成28年4月 1 日から 平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	5,355	662	0	663	85	6,083	6,169	△180	12,006
当期変動額									
剰余金の配当					22	△243	△221		△221
当期純利益						841	841		841
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	22	598	620	△0	619
当期末残高	5,355	662	0	663	107	6,681	6,789	△181	12,625

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,044	△1	473	1,516	63	13,586
当期変動額						
剰余金の配当						△221
当期純利益						841
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	576	1	—	578	11	590
当期変動額合計	576	1	—	578	11	1,209
当期末残高	1,621	—	473	2,094	75	14,795

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月16日

株式会社リーガルコーポレーション
　取締役会　御中

藍監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　古谷義雄　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　小林新太郎　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社リーガルコーポレーションの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リーガルコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

１．連結注記表７．重要な後発事象に関する注記７－１．単元株式数の変更および株式併合に記載の通り、会社は、平成29年５月12日開催の取締役会において、平成29年６月28日開催予定の第185回定時株主総会に、株式併合および単元株式数の変更等に係る定款の一部変更について付議することを決議している。

２．連結注記表７．重要な後発事象に関する注記７－２．多額な資金の借入に記載の通り、会社は、平成29年４月28日付で、シンジケートローン契約および実行可能期間付タームローン契約に基づき、総額 2,000百万円の借入を実行している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月16日

株式会社リーガルコーポレーション
　取締役会　御中

藍監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　古谷義雄　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　小林新太郎　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社リーガルコーポレーションの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第185期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
１．個別注記表８．重要な後発事象に関する注記８－１．単元株式数の変更および株式併合に記載の通り、会社は、平成29年５月12日開催の取締役会において、平成29年６月28日開催予定の第185回定時株主総会に、株式併合および単元株式数の変更等に係る定款の一部変更について付議することを決議している。
２．個別注記表８．重要な後発事象に関する注記８－２．多額な資金の借入に記載の通り、会社は、平成29年４月28日付で、シンジケートローン契約および実行可能期間付タームローン契約に基づき、総額 2,000百万円の借入を実行している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第185期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人藍監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人藍監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月18日

株式会社リーガルコーポレーション　監査役会

常勤監査役　森　　正　博　㊞

常勤監査役　萩　原　伸　朗　㊞

社外監査役　大　倉　喜　彦　㊞

社外監査役　立　馬　歳　郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　株式併合の件

１．株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月１日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、あわせて、単元株式数の変更後においても、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（５万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合を行うものであります。

２．併合の割合

当社普通株式について、10株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して売却処分し、または自己株式として当社が買い取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

３．株式併合の効力発生日

平成29年10月１日

４．効力発生日における発行可能株式総数

1,300万株

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年10月1日）をもって、株式併合の割合（10分の1）に応じて発行可能株式総数を、現行の１億3,000万株から1,300万株に減少させます。

５．その他

本議案に係る株式併合は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 第１号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第６条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第８条を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、第１号議案における株式併合の効力発生日である平成29年10月１日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

(2)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条および第38条をそれぞれ変更するものであります。

なお、第30条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更後の定款案
(発行可能株式総数) 第６条　当会社の発行可能株式総数は、１億3,000万株とする。	(発行可能株式総数) 第６条　当会社の発行可能株式総数は、1,300万株とする。
(単元株式数) 第８条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。	(単元株式数) 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。
(取締役の責任免除) 第30条 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第30条 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(監査役の責任免除) 第38条 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役の責任免除) 第38条 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
＜新設＞	附　則 第１条　第６条及び第８条の変更は、平成29年10月１日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は平成29年10月1日の効力発生日経過後、これを削除する。

第３号議案　取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	岩崎 幸次郎（いわさき こうじろう） (昭和25年1月30日生)	昭和51年１月　当社入社 平成13年10月　当社開発設計部長 平成14年４月　当社執行役員　開発設計部長 平成18年４月　当社執行役員　調達副本部長、輸入部長 平成18年６月　当社取締役　調達副本部長、海外調達担当、輸入部長 平成22年４月　当社代表取締役社長（現在）	96,100株
2	大川 修一（おおかわ しゅういち） (昭和26年7月8日生)	昭和50年４月　当社入社 平成13年10月　当社営業統括部長 平成14年６月　当社取締役　営業副本部長 平成17年６月　当社常務取締役　営業本部長、事業開発部・国際部担当 平成19年６月　当社専務取締役　経営全般、調達本部長 平成21年４月　当社代表取締役専務取締役　経営全般、営業本部長、調達本部長 平成22年４月　当社常務取締役　調達本部長 平成26年６月　当社専務取締役　調達本部長（現在）	32,000株
3	安田 直人（やすだ なおひと） (昭和29年1月23日生)	昭和51年４月　当社入社 平成19年４月　当社内部監査室長 平成22年６月　当社取締役　経営企画室長 平成25年６月　当社常務取締役　管理本部長、経営企画室長 平成27年４月　当社常務取締役　管理本部長（現在）	23,000株
4	水谷 基治（みずたに もとはる） (昭和31年1月27日生)	昭和57年４月　当社入社 平成13年４月　当社調達部長 平成16年６月　当社取締役　営業副本部長、紳士営業部長 平成19年６月　当社常務取締役　営業本部長、事業開発部・国際部担当、紳士営業部長 平成22年４月　当社取締役　小売事業本部長、小売子会社担当、小売統括部長 平成22年10月　当社取締役　小売事業本部長、小売子会社担当 平成24年４月　当社取締役　小売事業本部長（現在）	28,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	田中 亙（昭和30年10月11日生）	昭和53年４月　当社入社 平成19年４月　当社営業副本部長 平成19年６月　当社取締役　営業副本部長、卸売子会社担当 平成22年４月　当社取締役　営業本部長 平成29年４月　当社取締役　経営企画室長（現在）	28,200株
6	浦 聖貴（昭和35年３月７日生）	昭和58年４月　当社入社 平成20年４月　当社経理部長 平成22年４月　当社管理副本部長、経理部長 平成22年６月　当社取締役　管理副本部長、経理部長（現在）	29,000株
7	森 誠二（昭和27年７月18日生）	昭和51年４月　当社入社 平成22年４月　当社調達副本部長、製造部長 平成24年６月　当社取締役　調達副本部長、製造部長 平成28年４月　当社取締役　調達副本部長（現在）	18,000株
8 ※	武川 雄二（昭和32年4月3日生）	昭和55年４月　当社入社 平成13年10月　当社商品企画二部長 平成21年４月　当社営業副本部長 平成27年４月　当社経営企画室長 平成29年４月　当社営業本部長（現在）	0株
9	五島 重彰（昭和21年１月７日生）	平成15年２月　株式会社アオイ・インベストメント札幌代表取締役社長（現在） 平成16年４月　株式会社ホテルオークラ東京取締役（現在） 平成23年６月　株式会社かずさアカデミアパーク取締役（現在） 平成24年６月　株式会社JALホテルズ代表取締役会長 平成25年６月　当社社外取締役（現在） 平成27年10月　株式会社オークラニッコーホテルマネジメント代表取締役副会長 平成28年６月　株式会社オークラニッコーホテルマネジメント取締役相談役（現在） （重要な兼職の状況） 株式会社オークラニッコーホテルマネジメント取締役相談役	6,000株

（注）1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者五島重彰氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は五島重彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役候補者五島重彰氏は、長年にわたり会社経営に携わり、その豊富な経験と幅広い見識のもとに当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 取締役候補者五島重彰氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
6. 当社と社外取締役候補者五島重彰氏は、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低限度額を限度とする契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令または定款に定める監査役の員数を欠く場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
手塚　遼一 (てづか　りょういち) (昭和13年10月20日生)	昭和37年４月　大倉事業株式会社入社 昭和59年３月　株式会社ホテルオークラ新潟　料飲支配人 平成５年１月　株式会社川奈ホテル副支配人 平成７年９月　株式会社フェヤーモントホテル常務取締役支配人 平成14年１月　同社退社	0株

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者手塚遼一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 手塚遼一氏は、経営者としての豊かな経験と幅広い見識をもとに、当社の監査に反映していただくため、補欠監査役として選任をお願いするものであります。
4. 手塚遼一氏が社外監査役に就任された場合、当社定款の規定に基づき、当社と同氏は、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

以上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

場　　所　千葉県浦安市日の出二丁目1番8号
　　株式会社リーガルコーポレーション　本社１階　ホール
電　　話　０４７（３０４）７０５０（代表）

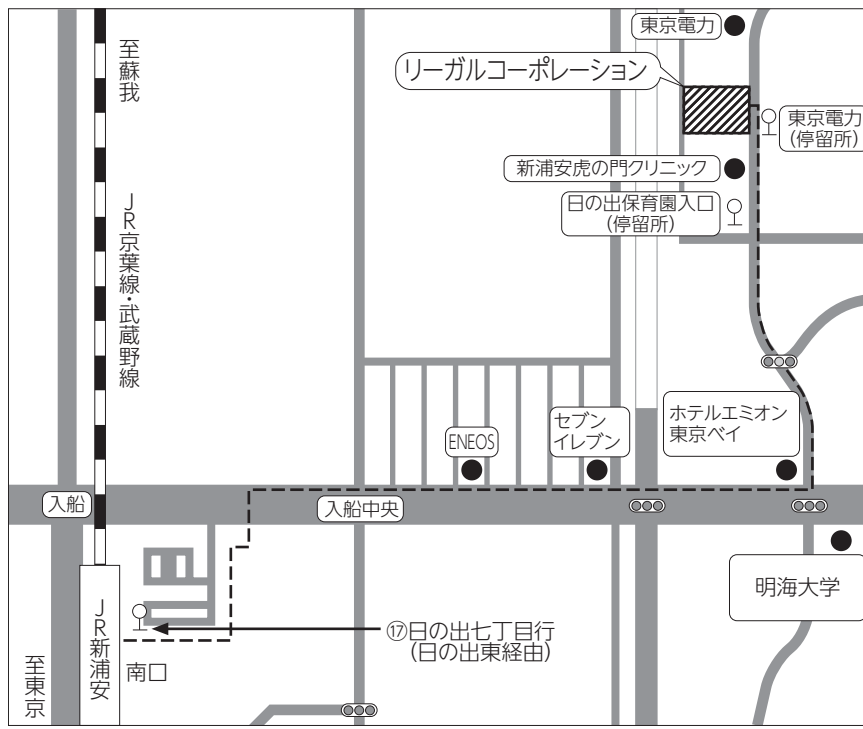

交通機関
JR（京葉線・武蔵野線）新浦安駅より徒歩約15分
東京ベイシティバス ⑰日の出七丁目行　日の出保育園入口下車徒歩約１分
（日の出東経由）

UD FONT　VEGETABLE OIL INK